

# みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

## INDEX

- ◆有名企業の公式サイトだと思ったら模倣サイトだった
- ◆引越サービスをめぐるトラブルにご注意！
- ◆意図しないリボ払いにご注意！
- ◆お金や暮らしの知恵を学びましょう！！（宮城県金融広報委員会）



## 有名企業の公式サイトだと思ったら模倣サイトだった

### 相談事例1



有名家具店の公式サイトだと思い、ソファが約2万円と安くなっていたので購入した。受注メールが届かないので、改めてサイトを確認したところ、URLが公式サイトと違っており、偽サイトだと気づいた。

### 相談事例2

有名家電メーカーの公式サイトだと思い、格安で販売されていた掃除機を注文した。受注メールは届いたが、なかなか商品が届かず不審に思っていたところ、偽ブランドのマフラーが送られてきた。家電メーカーに確認し、偽サイトを利用したことが分かった。

## ★アドバイス★

- 有名企業等の公式サイトによく似た模倣サイトで商品を注文し、代金を支払ってしまったという相談が寄せられています。
- 模倣サイトでは、日本語が明らかにおかしいものもありますが、最近では見分けがつかないほどよく似ているものもあります。販売価格が大幅に値引きされている場合などは、模倣サイトの可能性が高く、注意が必要です。
- 模倣サイトでクレジットカード決済をしたことに気がついたときは、すぐにクレジットカード会社に連絡をしましょう。
- 実在の事業者のサイトにそっくりな偽サイトへ誘導し、消費者に個人情報（パスワード等）を入力させ、情報を詐取するフィッシングの可能性がります。注意しましょう。
- 困ったときは、お住まいの自治体の消費生活相談窓口に相談しましょう。また、海外事業者とのトラブルについては、国民生活センター越境消費者センターで、ウェブフォームにて相談を受け付けています。

## 引越サービスをめぐるトラブルにご注意！



### 相談事例1

インターネットで見つけた引越業者に見積もりを依頼した。すぐに事業者から電話があり、口頭で見積額を提示され、段ボールや契約書類を送ると言われるなど、相手のペースで話が進み、よく考えずに了承してしまった。その後、別の事業者からも見積もりを取り、結果的にそちらと契約を決めたため最初の事業者を断ったところ、段ボールの代金と送料を請求された。どうすればよいか。



### 相談事例2

午前中の作業を指定した引越業者が18時ごろになってようやく来たが、謝罪もなかった。作業終了後、荷物が一つなくなっており、翌朝事業者に伝えたところ「専用の箱に荷物を入れて鍵をかけて運ぶので紛失は考えられない」と言われた。事業者の対応が悪すぎる。



## ★アドバイス★

- 進学や就職等に伴い、例年3月から5月は引越サービスに関する相談が多く寄せられます。事例の他に「家具に傷がついた」「高額な解約料を請求された」等の相談もあります。
- 引越業者を選ぶ際は、複数の事業者から見積もりを取り、作業員数や補償等、価格以外の条件についてもよく検討することが大切です。
- 契約時は、見積書を受け取るとともに必ず約款を確認し、疑問点があれば事業者に聞きましょう。
- 梱包用の段ボールの返信料等をめぐり、トラブルになることがあります。契約先が確定する前には受け取らないようにしましょう。
- 紛失や損傷がある場合は事業者に速やかに連絡する必要があります。引越が完了したらすぐに荷物の状態を確認しましょう。
- 困ったときは、お住まいの自治体の消費生活相談窓口に相談しましょう。



## 消費者ホットライン「188（いやや！）泣き寝入り」

お近くの自治体の消費生活相談窓口をご案内します。  
ひとりで悩まず相談しましょう！



## 意図しないリボ払いにご注意！



### 相談事例

旅行の際に、カード会社に勧められてクレジットカードを作った。申し込む際、利用限度額の確認はあったが、支払い方法の確認はなかった。初めて届いた利用明細を見て、手数料が取られており、リボ払いになっていたことに気づいた。

### ★アドバイス★

- リボルビング払い（リボ払い）とは、あらかじめ設定した一定額を毎月支払うクレジットカードの支払い方法です。買い物を重ねても月々の支払いが一定額になる一方で、毎月手数料がかかる、支払い残高が分かりにくい、支払いが長期化するなど注意も必要です。
- クレジットカードを申し込む際は、リボ払い専用のカードである場合や希望していないのに初期設定で支払い方法がリボ払いになっている場合もあるのでよく確認しましょう。分からない点はカード会社に説明を求めましょう。
- 利用明細を定期的に確認し、心当たりのない手数料が請求されているなど、不明な点があるときは、すぐにカード会社に問い合わせることも大切です。



## 消費生活相談窓口

仙台市青葉区本町3丁目8番1号（県庁1階）

相談時間 平日 9時～17時 土日 9時～16時（祝日・年末年始除く）

**宮城県消費生活センター ☎022-261-5161**

◎各県民サービスセンターにも相談窓口があります。（相談時間 月～金 9時～16時）

<p>【仙南圏】 大河原地方振興事務所 県民サービスセンター ☎0224-52-5700 相談時間 平日 9時～16時</p>	<p>【大崎圏】 北部地方振興事務所 県民サービスセンター ☎0229-22-5700 相談時間 平日 9時～16時</p>	<p>【栗原圏】 北部地方振興事務所栗原地域事務所 県民サービスセンター ☎0228-23-5700 相談時間 平日 9時～16時</p>
<p>【石巻圏】 東部地方振興事務所 県民サービスセンター ☎0225-93-5700 相談時間 平日 9時～16時</p>	<p>【登米圏】 東部地方振興事務所登米地域事務所 県民サービスセンター ☎0220-22-5700 相談時間 平日 9時～16時</p>	<p>【気仙沼・本吉圏】 気仙沼地方振興事務所 県民サービスセンター ☎0226-22-7000 相談時間 平日 9時～16時</p>

◎各市町村にも消費生活相談窓口があります。詳しくは、お住まいの市町村へお問い合わせください。

本情報誌についてのお問合せは、宮城県消費生活・文化課相談啓発班まで（電話 022-211-2524）

# 宮城県消費生活センター公式 YouTube を始めました！！

宮城県消費生活センターのYouTubeチャンネルを作成しました！「みやぎの消費生活情報 12月号」で紹介した「消費生活展」の動画を掲載していますので、ぜひご覧ください。

宮城県消費生活センター  
YouTubeチャンネルはこちら！



Facebook  
はこちら！



ウェブフォームから  
ご相談の受付が  
できます。



本情報紙のバックナンバーは

みやぎの消費生活情報



で検索♪



## 知るぽると

宮城県金融広報委員会

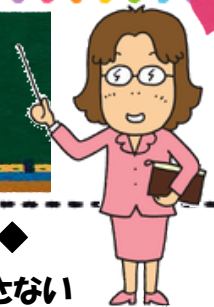
## お金や暮らしの知恵を学びましょう！！

宮城県金融広報委員会

❖ 今回は、知っているようで、意外と知らない？  
お金に関する「こどもクイズ」をお届けします。  
みんなは、お金のこと、どのくらい知っているかな？

1かい2もん。

さいてんは岡根先生に  
おまかせ！



### ◇もんだい1◇

銀行でお金をおくとどうなるの？

- ①銀行の人がお金を持っていく
- ②お金は実際には動かさない
- ③お金を運ぶ人が、相手に運ぶ

### ◆もんだい1のこたえ◆

② お金は実際には動かさない

### ◇もんだい2◇

家が火事にあつたときにお金がしはられる  
保険はどれ？

- ①火災保険
- ②じしん保険
- ③こども保険

### ◆もんだい2のこたえ◆

① 火災保険

火災保険は、火事だけではなく、カミナリにあつたときにもお金が支払われますが、じしんについては、じしん保険に入っていないと支払われません。こども保険は、こどもの成長にあわせて、お祝いのお金がしはられる保険です。



3月号では「けいざい」に関するクイズを掲載する予定です。

